

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出について

1.提出先

開始届出書は、事業開始の30日前までに主たる営業所を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。
なお、当該所在地を管轄する運輸支局または海事事務所がある場合には、その支局等を経由することができます。

2.提出部数

支局等を経由する場合は、正本（本局用）と副本（支局等用、コピー可）の計2部を提出して下さい。
なお、支局等を経由しない場合は、1部で結構です。

3.提出書類

<必要書類> ■・・・必須書類 □・・・内容により必要な書類

- 人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書
- 使用船舶明細書
- 不定期航路事業概要明細書
- 船舶検査証書（写）及び船舶検査手帳（写）
- 船客傷害賠償責任保険契約書（写）等^{※1}
- 航路図^{※2}
- 小型船舶操縦免許証（写）^{※3}又は海技免状（写）

□ 傭船契約書（写）^{※4}・・・届出事業者と船舶所有者が異なる場合のみ必要

※1.旅客1名あたり3,000万円以上の保険金額、保険期間が事業期間を満たしていることが必要です。
（令和6年10月1日以降に保険加入又は更新の際は、旅客1名あたり5,000万円以上の金額必要）
届出時に加入していなくても事業開始までに加入し提出頂ければ結構です。
なお、特定の範囲の人の運送をする場合は提出不要です。

※2.地図などに航路名、航路筋、航路距離及び運航時間を記載して下さい。

※3.小型船舶操縦免許証に「特定」と記載されている必要があります。

令和6年4月より、小型旅客船・遊漁船の船長に必要な「特定操縦免許」に関する制度が改正。

詳しくは、北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（011-290-2722）までご確認ください。

※4.総トン数5トン以上の船舶を貸渡する場合は、船舶貸渡業等開始届出が必要になります。

詳しくは、北海道運輸局海事振興部貨物・港運課（011-290-1013）までご確認ください。

4.その他

➤ 運賃及び料金並びに運送約款の公示

事業開始までに設定し、少なくとも以下のとおり掲示及び備え付ける必要があります。

標準的な運送約款は「人の運送をする不定期航路事業に係る運送約款（例）」、運賃及び料金は「運賃及び料金の適用方法（例）」になりますので参考にして下さい。

- ・ 掲示・・・航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所の見やすい場所に掲示。
- ・ 備え付け・・・要求により何人でも閲覧できるよう船舶に備え付け。
- ・ 掲載・・・事業者が自ら管理するウェブサイトに掲載。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、ウェブサイトへの掲載不要となります。

- ・ 事業に常時使用する従業員が20人以下の場合
- ・ 事業者が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合

※次ページの資料もご確認ください

➤ 旅客名簿の作成及び備置

船舶及び航海ごとに旅客名簿を作成し、事務所等の陸上に備え置く必要があります。(船内で作成した旅客名簿をスマートフォンで撮影した画像を出港前に、①事務所等にメール 又は ②事務所等との共有サーバーに保存等の方法でも可能)

旅客名簿には、海上運送法施行規則 12 条に定める内容を記載する必要があり、航海が終了した日から 1 年間保存する必要があります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、旅客名簿の作成及び備置不要となります。

- ・ 平水区域のみを航行するとき
- ・ 沿海区域を航行し、出港から次の入港までの時間が 50 分未満であるとき

➤ 特定教育訓練の実施

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船員法の改正に伴い、令和 6 年 4 月より、小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施が義務づけられました。

特定教育訓練対象者は、小型旅客船（海上運送法第 2 条第 2 項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数 20 未満の船舶※）の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）が対象となります。※従来、船員法が適用されない「総トン数 5 トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象となります。

詳しくは、北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（011-290-2722）までご確認ください。

➤ 事業開始までに次の書類を運航労務監理官へ提出

- ・ 安全管理規程設定届出書、安全管理規程、運航基準、作業基準、事故処理基準
- ・ 安全統括管理者選任届出書、安全統括管理者資格証明書
- ・ 運航管理者選任届出書、運航管理者資格証明書

➤ 内航不定期航路事業運航実績報告書（「運航実績報告書（第五号様式）」）

運航終了後、翌年度の 4 月末日までに 1 年間における運航の実績を提出する必要があります。

※以下の場合には届出が必要になりますので、必要な書類等は事前に運輸局へ相談願います。

- ・ 船舶の変更等届出内容を変更する場合 → 変更する日の 30 日前まで変更届出
- ・ 事業を廃止した場合 → 廃止の日から 30 日以内に廃止届出